

# エリア放送番組作成委託 業務処理要領及び仕様書

## 1 業務内容

- ・番組作成：契約締結後翌放送分から令和6年4月1日放送分まで
- ・番組取材：契約締結後から令和6年3月31日まで

当該業務は、当町のエリア放送(あびらチャンネル)で町内の行事等を放送する「アビラのできごと」の取材及び編集を行うものである。対象となる具取の取材行事については下表行事を含め年間72行事程度を予定しており、毎月行う「番組編成会議」で撮影に関する詳細指示決定を基本とする。また、各取材は1取材につき移動時間を含めて4時間程度の稼働、編集した映像時間は行事ごとに10分程度を想定している。

また、町内外の突発的なイベント等の取材依頼に対しては、町で取材判断の上5営業日前までの連絡を基本とする。

なお、取材・編集に使用する機器(ビデオカメラ、編集用PCなど)は自己所有の機材を用いることを基本とするが、安平町所有の機器(ビデオカメラ、編集用PCなど)を貸与することも可能である。

表) 取材を行う主な行事(予定)

月	行事名	備考
6	追分小学校運動会	
6	おいわけ子ども園運動会	
7	うまかまつり	2日間
9	はやきた子ども園運動会	
9	早来学園学校祭	
9	追分中学校学校祭	
9	防災訓練	
10	早来学園学習発表会	
10	追分小学校学芸会	
10	高齢者芸能発表会(早来)	
11	町政功労賞等表彰式	
11	おいわけ子ども園学芸会	
11	高齢者芸能発表会(追分)	
1	出初式	
1	20歳の集い	
2	早来子ども園表現の集い	
2	ロビーコンサート	
3	早来学園卒業式	

3	追分中学校卒業式	
---	----------	--

## 2 業務範囲

- (1) 番組編成会議等への参加
- (2) 町内行事等の取材、編集
- (3) 取材データ及び完成番組の納品

## 3 業務体制

- ・安平町 放送管理者 1 名（総務課参事）  
事業管理者兼主担当者 1 名（業務処理責任者）  
その他補助員
- ・受託者 人数は問わないが、同時に複数の行事を取材する体制やバックアップ体制を整えること。  
取材変更、災害対応等の連絡のための緊急連絡先を設けること。

なお、安平町の機構や貴社組織の変更が生じた場合は都度協議を行うこととする。

## 4 番組編集遵守事項

- ・放送法をはじめとする関係法令、当エリア放送が準用している「日本放送協会 番組基準」及び「日本民間放送連盟 放送基準」を遵守するほか、放送事業者が地方公共団体であることを常に考慮し、より公平・公正な編集に努めること。
- ・撮影・放映に配慮が必要な方についてはなるべく映らないように編集し、どうしても放映が必要な場合は人物が特定できないようにボカシ処理をかけるなど配慮し、納品前に主催者へ確認すること。
- ・撮影動画および制作番組の著作権は安平町に帰属するため、使用する動画、音楽、イラスト等の著作権の取り扱いに留意するとともに、映像の最後に「制作 ○○（貴社名）」「著作 安平町」と入れ込むこと。
- ・その他、編成会議で決定した方針に基づき視聴者である町民に分かりやすく親しみやすさを感じるように努めること。

## 5 納品及び成果品

- ・取材データ納品日 支障が無い日程で都度行うものとする。
- ・番組納品日 一次納品物を担当者・放送管理者による指示のもと修正を行った最終的な成果物の納品を各放送予定日の 3 営業日とし、番組編成会議で都度日時決定する。
- ・納品方法 安平町役場編集室の編集機へのデータ転送、DVD ディスク等記録媒体のいずれかによる。

## 6 その他

- ・イベント等主催者への取材依頼については原則として安平町にて行うが、取材開始前に注意事項等を直接確認すること。

・取材はその行事に関して TPO に応じた対応を心掛けるとともに、取材中は安平町から貸与された腕章を付けるなどあびらチャンネルの取材であることが分かるようにすること。